

2019 年 6 月大阪サミット付属文書
「効果的な公益通報者保護のための G20 ハイレベル原則」の和訳解説
(山口委員から御質問と回答)

A 当原則が想定している公益通報者保護法の位置付けについて

質問 1. 本原則は、G20 大阪首脳宣言第 20 項「腐敗対策」の一環として策定されたものと理解している。通常は腐敗行為とは（日本の）不正競争防止法違反（外国公務員贈賄罪）や刑法上の贈収賄罪違反のようなイメージを持つが、ここで策定されるべき「公益通報者保護法」は、①このような腐敗行為防止に特化した公益通報者保護法の策定が求められているのか、それとも②「腐敗行為」の意味はもっと広く解釈すべきなのか、さらには③一般に認識されている腐敗行為防止に限定せず「企業の持続的成長に不可欠な『競争における自由と公正』を維持するための公益通報者保護法」の策定が求められており、そのような法制度を通じて腐敗対策に取組むことが求められている、と理解すべきなのか。（なお、第 2 回検討会「資料 7」1 頁の中段和訳文を読むと、欧米諸国の国内法化された 公益通報者保護法を比較しているようであり、腐敗行為防止に特化した公益通報者保護法の策定を目指しているわけではないように思われる）。

（事務局回答）原則の中では、「腐敗行為」について、特に不正競争防止法違反や贈賄違反に限定しておらず、一般に広く腐敗行為を早期発見し、是正するために公益通報者の保護制度を整備することが G20 各国に求められています。

B 当原則の和訳の理解について

質問 2. 1 頁（前文）中段和訳「その結果として生じる断片的アプローチは、予測可能性の欠如と、保護制度の基礎となる保護の範囲と目的に関する一般的な誤解につながり」の意味がよく理解できません。

（事務局回答）近年、多くの先進国で、分野横断的な公益通報者保護法の整備が進んでいます。公益通報者保護の制度があるセクターもあれば、制度がないセクターもある、又は、セクターごとに保護要件が違うといった断片的なアプローチを取っている国や地域においては、その複雑な制度体系から、労働者が保護要件等、制度を理解することが困難となり、予測可能性の低さから、労働者のリスク回避的な行動、つまり、通報しないという選択につながり、制度の実効性が損な

われるおそれがあります。

質問3. 2頁（前文）中段和訳「ジェンダー特有の側面を調査する必要性」とは、男性・女性の性差に特有の側面を調査する必要性、と理解してよいのでしょうか。公益通報者保護法のモデルを検討するにあたり、性差特有の側面とはどのようなイメージなのか、よくわかりません。

（事務局回答）令和5年度に消費者庁が実施した「就労者1万人アンケート調査」では、勤務先の重大な法令違反を目撃した場合に通報する意欲がある人のうち、男性の匿名通報希望者が55%だったのに対し、女性は80%と、有意な差が生じました。つまり、匿名通報可能である旨が、事業者内で適切に周知されていなかったり、事業者が匿名通報を受け付ける方針でなかったりする場合には、女性は重大な法令違反を職場で目撃しても、通報しない可能性が高いとの結果が予想されます。G20大阪サミットでは、「女性のエンパワーメント」も一つのテーマであり、こうした性差特有の側面も制度の検討の参考とすることが期待されていたものと考えます。

質問4. 4頁（原則2の解説部分）和訳「保護対象となる通報に適用できる限定的な例外につき明確に指定することが奨励される」の意味がよく理解できません。原則4の解説部分（6頁8行目の記述からみて、公益通報による保護も適用されないような特別な情報（事実）については、これをあらかじめ明示することが必要、ということでしょうか？

（事務局回答）御指摘のとおり、防衛など、国家機密に関する情報で保護される通報の対象外とする必要がある分野については、その旨が通報者に分かるよう、明確に規定されるべき旨が記載されています。

質問5. 5頁（原則4の解説部分）「所管当局への外部通報チャネル」と「公の通報」との違いはどこにあるのでしょうか？

（事務局回答）「公の通報」とは、いわゆる「公開」になり、公益通報者保護法の3号通報に相当します。所管当局への外部通報は2号通報に相当します。

質問6. 9頁（原則10の解説部分）和訳「公共部門において・・・整備する必要がある」との記載の意味がよくわかりません。とりわけ研修がガイドラインの策定については、行政機関内部における公益通報制度の整備に関する記述なのか、行政機関に外部

通報がなされた場合のことと示しているのでしょうか？

(事務局回答) ここでは、御指摘の両方のことが記載されています。公共部門における通報の受領者に適切な研修を実施すると共に、公共部門内部においても、通報者保護の枠組みが実効的に構築・運用されるよう、詳細かつ明確なガイドラインを作成する必要があるとの趣旨になります。

以上